

高齢者、児童・生徒などを対象に

自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助

自転車を利用する高齢者、児童・生徒などのヘルメット着用を促進し、自転車事故の被害を軽減するために、ヘルメットの購入費の一部を補助します。申請は補助対象者1人につき1回限りです。

■補助額

対象のヘルメットの購入費の2分の1(上限は2,000円)

■補助対象者

- ・町内に住所を有し、令和7年度中に満65歳以上になる高齢者
- ・町内に住所を有し、令和7年度中に7歳以上18歳以下である児童・生徒など

■対象のヘルメット 令和7年4月1日以降に購入した新品かつ、次のマークのシールが貼られた自転車乗車用ヘルメット



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク

※EN1078に限る

※安全認証マークのないものは、補助金の対象ではありません。



■申請方法

次の3種類を防災交通課窓口へ提出してください。高齢者の場合は本人、児童・生徒などの場合は保護者が申請してください。

■申請書類

①補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

防災交通課窓口で配布しています。町ホームページからダウンロードすることもできます。

②領収書の写し

※申請者またはヘルメット着用者の氏名、領収日、購入店名、領収金額、購入品名の記載が必要です。

③ヘルメットの安全認証が確認できるもの

認証シールが確認できるヘルメットの写真、取扱説明書の写しなど。

現物を持参しても構いません。

■申請期限 令和8年2月27日(金)

■申請・問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1210)



▲町ホームページ



全国交通安全運動

4月6日(日)
～15日(火)

自転車は大人も子どももヘルメット

春の全国交通安全運動として、下記の運動重点が展開されます。

一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーを実践することにより、交通事故の防止に努めてください。

運動重点

- 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「ながら運転」などの根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール順守の徹底

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底しましょう

自動車に乗る場合は、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトの着用義務があります。運転手は、6歳未満の子どもを自動車に乗せる場合は、チャイルドシートの使用義務があります。

自分自身だけでなく、同乗している家族や友人を守ることもつながります。

自転車の交通ルールを守りましょう

★道路交通法の改正により、自転車乗車時のヘルメット着用は努力義務になりました。

大切な命を守るため、自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用しましょう。

★自転車の「ながらスマホ」が罰則強化され、「酒気帯び運転」は罰則対象になりました。

■問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1209)



▲交通安全教室の様子

